

1 災害公営住宅とは

○災害が発生した際、住居を失った被災者に対し自治体が提供する住宅

【入居資格】

	災害公営住宅	通常の公営住宅
同居親族	1人でも入居可	1人でも入居可（H24.4.1以降）
収入	収入基準なし（※1）	収入が一定基準以下であること （政令月収158,000円以下）
住宅の状況	住宅に困窮していること（※2）	住宅に困窮していること

※1 収入が高い世帯については、入居から5年が経過すると退去の必要が生じる

※2 自宅が災害により全壊又は半壊で修繕が難しく撤去した場合

2 整備位置



年度別入居計画

年度	H25	H26	H27	H28
入居戸数	210戸	190戸	400戸	200戸

（用地取得造成等が順調に進んだ場合）

3 建設戸数と住戸タイプ

(1)建設目標戸数

最大 1,000 戸（地区別戸数：志津川700戸、歌津140戸、戸倉110戸、入谷50戸）

※小学校区毎に1団地を基本とする

※共益施設の維持管理等から1団地の規模は概ね20戸以上とする

(2)住戸タイプ

タイプ名	面積	戸数割合	構造
Sタイプ（単身世帯向け）	40㎡程度（例2K）	80%	鉄筋コンクリート造（集合住宅） エレベーター付
Mタイプ（1～3人世帯向け）	55㎡程度（例2DK）		
Fタイプ（2～5人世帯向け）	70㎡程度（例3DK）		
Lタイプ（4人以上世帯）	70㎡程度（例3DK）	20%	木造（戸建住宅、長屋建住宅）
Oタイプ（6人以上世帯）	80㎡程度（例4DK）		

4 入居の考え方

(1)地域優先入居の実施

当該災害公営住宅が建設される場所の小学校区内に従前お住まいだった方に対する優先枠を設定します。なお、従前お住まいだった行政区ごとでのまとまった入居について、できる限り配慮します。

(2)福祉優先入居の実施

障害のある方や介護の必要な高齢の方など早期に災害公営住宅へ入居する必要がある世帯に対する優先枠を設定します。

※具体的な入居方法は現在検討中です

Q & A

Q 1人暮らしですが、木造の戸建型の災害公営住宅に入居できないのでしょうか？

A 1人暮らしの方は集合住宅のSタイプ（40㎡程度、2K）またはMタイプ（55㎡、2DK）へ入居していただくことになります。

Q 入居後、5年経つと退去しないと聞かされたが本当ですか？

A 政令月収が31万3千円を超える世帯の方は、入居後5年経過すると、退去していただくことになります。なお、政令月収が15万8千円を超える世帯の方は、入居後3年経過すると、家賃が上がり明け渡しの努力義務が生じます。

Q 入居して一定期間がたてば買い取り可能になると聞いたのですが？

A 木造の戸建住宅については入居後5年経過後、入居者が希望すれば譲渡することを検討しています。（譲渡する場合は、価格は時価となる予定）

南三陸町 復興事業推進課

〒986-0792 南三陸町志津川字沼田 56 番地 2

TEL 0226-46-1379

FAX 0226-46-5348

